

## 契 約 書 ( 案 )

愛知県競馬組合（以下「甲」という。）と株式会社（以下「乙」という。）との間において次の請負契約を締結する。

第1条 甲は、下記のとおり臨床獣医業務を乙に請負わせる。

(1) 件名

令和8年度愛知県競馬組合営競馬開催日の臨床獣医業務

(2) 業務内容

愛知県競馬組合営名古屋競馬の出走馬に対し、甲の指示により別紙の業務を行う。

(3) 契約金額

1. 臨床獣医業務

競馬開催（通常開催）日1日につき 金 円（消費税及び地方消費税込み）

競馬開催（ナイター開催）日1日につき 金 円（消費税及び地方消費税込み）

最終レース発走時刻の7時間前を業務開始時刻とする（8時間勤務）

2. 交流競走馬の緊急対応待機（前日入厩馬がいる場合）

1日につき 金 円（消費税及び地方消費税込み）

最終レース発走1時間後から翌日第1レース発走時刻1時間前まで

3. 血液検体採取

1頭につき 金 円（消費税及び地方消費税込み）

4. JRA交流馬の眼洗い

1頭につき 金 円（消費税及び地方消費税込み）

5. レース事故馬の予後診断（診断書作成）

1頭につき 金 円（消費税及び地方消費税込み）

6. 予後不良馬の処置

1頭につき 金 円（消費税及び地方消費税込み）

(4) 契約期間

令和8年4月6日から令和9年3月31日まで

(5) 契約保証金

契約金額100分の10以上の金額とする。ただし愛知県財務規則第129条の3に該当する場合は免除とする。

(6) その他特約事項

開催時間中、天災地変その他の事由により途中中止した場合の契約金額は、日当を時間割計算したものに雑費を加算したものとする。

第2条 乙は、甲の指定する日に乙に属する獣医師1名を、甲の指定する場所に派遣するものとする。

第3条 乙は、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。

ただし、甲の書面による承認を得た場合はこの限りでない。

第4条 契約金額は、契約履行完了に至るまでの一切の経費を含むものとし、履行前に甲、乙双方の責に帰することができない理由により損害を生じた場合といえども乙がこれを負担する。

第5条 甲は、乙に請け負わせた業務について任意の方法により検査し、又は報告を求めることができるものとする。

2 検査又は報告の結果不適當なものがあつたときは、乙は甲の指定する日時までに完全な方法で実施しなければならないものとする。

第6条 乙は、請負業務を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。

ただし、天災地変その他やむを得ない事由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ履行部分相当額に対し年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

第7条 甲は、契約金額を毎月業務完了後乙から適法な支払請求書の提出があつた日から30日以内に乙に支払わなければならない。

2 前項の支払を遅延したときは、甲は政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの遅延利息を乙に支払わなければならない。

第8条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 乙がこの契約の条項に違反したとき。
- (2) 乙が故意に契約の履行を遅延し、又は不正な行為があつたとき。
- (3) 乙が甲の行う検査等に際し、係員の職務執行を妨げようとしたとき。
- (4) 乙が正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。

第9条 前条の規定により契約を解除した場合、乙は、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

第10条 本件業務に際して乙の故意又は重大な過失がない場合は、乙は責任を負うことがない。

第11条 乙は調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員における競馬法又はその他法令等違反行為に関する情報を取得した場合は、甲が設置する報告窓口に速やかに報告するものとする。

2 乙は取得した情報の取扱いには十分に留意するものとする。

第12条 乙は名古屋競馬場その他関連施設において発売しているすべての勝馬投票券の購入及び払戻を行ってはいけない。

2 乙はその他競馬に関する不正又は不正と思われる行為を行ってはいけない。

第13条 この契約の条項に定めるもののほか、乙はこの契約履行に関し愛知県競馬組合財務規則を守らなければならない。

第14条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

第15条 この契約書及び愛知県競馬組合財務規則に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(談合その他不正行為に係る解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除する

ことができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。

(4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第17条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害等に対する報告義務等）

第19条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年 月 日

甲 愛知県弥富市駒野町1番地  
愛知県競馬組合  
管理者 愛知県知事 大村 秀章

乙